

京都市上下水道局告示第20号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき代表者の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成17年8月19日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 届出業者名

京都市左京区修学院犬塚町1番地の6

株式会社 白井設備

2 変更事項 (代表者の変更)

白井雄二から白井啓介に変更

(上下水道局下水道部管理課)